

岐阜県森林公社共同施業プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益社団法人岐阜県森林公社（以下「公社」という。）が、公社造林地を含む一定の区域で、森林経営計画（以下「経営計画」という。）の共同作成とその計画に基づく森林施業（以下「計画施業」という。）を行う林業事業体等について、プロポーザル方式で募集するために必要となる事項を定めるものとする。

(実施協議)

第2条 公社は、経営計画の作成と計画施業の実施を共同で行う者をプロポーザル方式で募集しようとする場合、事前に、経営計画の作成と計画施業に関する企画提案書（以下「提案書」という。）の募集要件等について公益社団法人岐阜県森林公社契約審査会（以下「審査会」という。）に付議するものとする。

2 審査会には、岐阜県森林公社プロポーザル審査会調書（第1号様式）を提出するものとする。

(委員会の設置)

第3条 前条の規定による審査会への付議に先立ち、岐阜県森林公社プロポーザル委員会（以下「委員会」という。）を設置し、次の事項を定めるものとする。

- (1) 作成範囲、内容及び作成期限
- (2) 提案者に要求される資格
- (3) 提案採用の評価基準及び方法
- (4) 事業説明書の交付の期間、場所及び方法
- (5) 参加説明会を開催するときはその内容
- (6) 提案書の提出期限、提出先及び方法
- (7) 募集から提案採否決定までのスケジュール
- (8) その他委員会が必要とする事項

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、森林整備課長をもって充てる。

4 委員は、森林整備事業及び分収造林契約に関係する各課長、高山出張所長、事務を掌握する職員をもって充て、必要に応じて学識経験者等外部有識者、公社事務局長、公社事務局次長を委員に加えることができる。

(参加資格要件等)

第4条 プロポーザルに参加できる者は、経営計画の作成と計画施業が確実に実施できる法人等であり、以下の(1)から(8)までのすべての要件を満たす必要がある。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む）に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日

から2年を経過しない者

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(5) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

(7) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から審査会の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(8) 当該事業対象地の在する森林計画区を単位で作成された森林整備合理化計画で施業受託者に指定されているものであること。

（プロポーザルの公表）

第5条 公社は、プロポーザルの手続を開始するときは、書面（別記様式第1号）により本社及び高山出張所に掲示するほか、公社ホームページで公表するものとする。

（事業説明書の作成・交付）

第6条 公社は、事業説明書（別記様式第2号）を作成し、プロポーザルの参加者に交付するものとする。

2 事業説明書には、第3条第1項に掲げる事項（第5号を除く。）及び次に掲げる事項を掲載するものとする。

(1) 公社造林地の事業概要

(2) 提案書の作成様式、記載上の留意事項及び問い合わせ先

(3) 事業説明書に対する質問の受付期間、提出場所、提出方法及びその回答方法

3 提案書の作成の注意事項として、次に掲げる事項を事業説明書に記載するものとする。

(1) 提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とすること。

(2) 提出された提案書は返却しないこと。

(3) 提出された提案書は、提出者に無断で提案の採否決定以外の目的に使用しないこと。

(4) 複数の提案書を提出することは出来ないこと。

- (5) 提出期限後における提案書の差し替え及び再提出は認めないこと。
- (6) 提出期限後に提出された提案書は、無効となること。
- (7) 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とすること。

4 事業説明書の交付期間は、参加申込書提出日の前日までとする。

(参加申込書の提出)

第7条 プロポーザルに参加しようとする者は、参加申込書（別記様式第3号）を公社の指定する日までに提出しなければならない。

2 参加申込に当たっては、事業説明書に記載された事業の概要の一部についての提案であっても参加を認めるものとする。

3 第4条の要件を満たさない者の参加申込書は受理しないものとする。

(参加申込書の審査)

第8条 公社は、提出された参加申込書に記載された内容を審査し、プロポーザルへの参加を適当と認めるときは、提案者として選定された旨を通知書（別記様式第4号）により提出者へ通知するものとする。

2 前項の審査の結果、プロポーザルへ参加することが適当でないと認めるときは、提案者として選定されなかった旨を通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

(提案書の提出)

第9条 前条第1項の通知を受けた者は、公社が指定する期日までに提案書（別記様式第6号）を2部提出するものとする。

2 公社が指定する期日までに提出しない場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

(提案書の審査及び採否の決定)

第10条 公社は、提出された提案書について、委員会を開催し、あらかじめ委員会が定める評価基準に基づき評価した上で、評価結果を審査会へ報告し、審査会において採否を決定するものとする。

2 審査会には、岐阜県森林公社プロポーザル審査会調書（第2号様式）を提出するものとする。

3 審査会は、委員会での評価結果を基に提案書を審査し、審査結果を公社へ報告するものとする。

4 審査会は、審査にあたり特に必要があると認めるときは、提案者に対してプレゼンテーション等による説明を求めることができる。

5 公社は、採用を決定した提案書の提案者に対して、提案の採用を決定する旨を通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

6 提案書に虚偽の記載が認められた場合は、その旨を審査会に報告し、当該提案を無効とする。

(非選定の通知)

第11条 公社は、提案書を提出した者のうち、採用しないこととした提案の提出者に対し、採用しない旨及び採用しない理由（以下「非選定理由」という。）を通知書（別記様式第8号）に

より通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内（休日を含まない。）に、書面で非選定理由の詳細について説明を求めることができる。

3 公社は、非選定理由の詳細について説明を求められたときは、書面を受理した日から10日以内（休日を含まない。）に、書面により回答するものとする。

（選定結果の公表）

第12条 公社は、提案書の審査結果及び採用することに決定した提案について次に掲げる事項を公社のホームページで公表するものとする。

- （1）対象の公社造林地
- （2）採用を決定した日
- （3）提案者の住所及び氏名
- （4）その他必要な事項

（経営計画の作成と計画施業の実施）

第13条 公社は、採用を決定した提案書に基づき提案者と共同で経営計画を作成して、該当市町村長の認定を受けるものとする。

2 認定を受けた経営計画に基づく公社造林地における事業については、公社が、共同で経営計画を作成した者（提案者）と契約を締結して実施するものとする。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、森林公社共同施業プロポーザルの実施に関する必要な事項は、審査会で審議し理事長が定める。

附 則

この要領は、平成24年11月 1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成26年10月 1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成27年 6月11日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成29年 1月 6日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和元年 9月 1日から施行する。

(第1号様式)

〇〇 年 月 日

岐阜県森林公社プロポーザル審査会調書

岐阜県森林公社共同施業プロポーザル実施要領第2条に基づき審査会に付議する森林経営計画の作成と計画施業に関する企画提案書の募集要件等について

- (1) プロポーザル実施箇所の選定及び予定事業
- (2) 提案者に要求される資格
実施要領第4条の参加資格要件等について
- (3) 提案採用の評価基準及び方法
別紙「岐阜県森林公社共同施業プロポーザル評価表」について
- (4) 事業説明書交付の期間、場所及び方法
別紙（別記様式第2号）の事業説明書について
- (5) 提案書の提出期限、提出先及び方法
(4)と同じ
- (6) 募集から提案採否決定までのスケジュール

岐阜県森林公社プロポーザル審査会調書

1 審査の内容

(1) 議 事

岐阜県森林公社共同施業プロポーザル事業
実施要領第10条に基づく企画提案書の審査及び採否

(2) 概 要

- ・参加申込件数： 事業体 (整理番号単位 件)
- ・参加資格要件を満たす事業体： 事業体 (整理番号単位 件)
(選定通知 〇〇 年 月 日)
- ・企画提案書の受付期間： 〇〇 年 月 日から 〇〇 年 月 日
- ・企画提案書件数： 事業体 (整理番号単位 件)
(〇〇 年月日までの提案)

■整理番号を合わせた企画提案書の件数 件の内訳

| NO | 整理番号 | 所在地 | 提案者 | 評価点 (〇点満点) |
|----|------|-----|-----|------------|
| | | | | |
| | | | | |

2 企画提案書の概要等について

別紙により、企画提案の内容を説明する。

3 その他

| | |
|-----|-------|
| 担当者 | 森林整備課 |
|-----|-------|

岐阜県森林公社共同施業プロポーザルの実施について

次のとおり、公社造林地における森林施業の効率的な実施を進めるため、森林経営計画の作成とその計画に基づく施業の実施を公社と共同で行うための企画提案書を募集します。

〇〇 年 月 日

公益社団法人 岐阜県森林公社
理事長

- 1 企画提案書の対象とする公社造林地
 - (1) 所在地
 - (2) 公社造林地の施業内容
- 2 森林経営計画の区域
上記公社造林地を含み、林班を単位とする面的な広がりをもつ区域
- 3 森林経営計画の期間
〇〇 年 月 日 から 〇〇 年 月 日 の間 (〇箇年)
- 4 企画提案書を募集する事業の説明
別紙「事業説明書」のとおり
- 5 資格要件及び評価基準
 - (1) 提案者に要求される資格要件
実施要領第4条に規定する参加資格要件を満たす者であること
 - (2) 提案書を採用するための評価基準
別紙「事業説明書」の「7 提案書を採用するための評価基準」のとおり
 - (3) その他
建設業法第3条及び建設業法施行令第一条の二に定める請負代金を上回る作業道開設等を施工する場合は、建設業許可が必要であることに留意すること。
- 6 手続き等
 - (1) 岐阜県森林公社担当課等
本社 森林整備課 、 高山出張所長
 - (2) 事業説明書の交付の時期、場所及び方法
 - ア 〇〇 年 月 日 () から 〇〇 年 月 日 ()
午前8時30分から午後5時15分 (ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除きます。)
 - イ 交付の場所及び方法
岐阜県森林公社森林整備課及び高山出張所で交付又は森林公社ホームページからダウンロード

事業説明書

- 1 事業の概要
 - (1) 事業名 提案型共同施業事業
 - (2) 事業地
 - (3) 事業目的
 - (4) 共同施業に関する基本的事項
 - (5) 共同施業に関する森林経営計画の認定
 - (6) 森林経営計画に基づく事業の実施方針
 - (7) その他
- 2 事業説明書に対する質問の受付期間、提出場所、提出方法及び回答方法
 - (1) 受付期間
 - (2) 提出場所
 - (3) 提出方法
 - (4) 回答方法
- 3 参加資格要件
- 4 参加申込書の提出期限並びに提出場所及び提出方法
 - (1) 提出期限
 - (2) 提出場所
 - (3) 提出方法
- 5 提案書の作成等
 - (1) 提案書の作成様式
 - (2) 提案書記載上の留意事項
- 6 提案書の提出期限並びに提出場所及び提出方法
 - (1) 提出期限
 - (2) 提出場所
 - (3) 提出方法
- 7 提案書を採用するために評価基準
- 8 不採用理由に関する事項
- 9 提案書作成の留意事項
- 10 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〇〇 年 月 日

公益社団法人 岐阜県森林公社
理事長 様

住所
氏名 印

参加申込書

岐阜県森林公社共同施業プロポーザルの実施に関する企画提案書の募集に、参加の希望を表明します。

なお、岐阜県森林公社共同施業プロポーザル実施要領第4条の規程に該当する者でないこと、並びに本書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 企画提案書の対象とする公社造林地
所在地

2 作成責任者
氏名

(作成責任者が国または県の森林施業プランナーを有している場合は、資格認定証の写しを添付すること。または、県の森林経営プランナーに登録している場合は、登録証番号を記入すること。)

3 その他
【連絡先】 担当者氏名
所属
電話番号

森公第 号
〇〇 年 月 日

様

公益社団法人 岐阜県森林公社
理事長

岐阜県森林公社共同施業プロポーザル参加者の選定について（通知）

〇〇 年 月 日付けで参加申込書の提出があった、下記の公社造林地を対象とした森林施業に関する企画提案書の作成について、あなたを提案者として選定いたしましたので〇〇年 月 日までに企画提案書を提出してください。

記

対象の公社造林地 (所在地)

担当
電話番号

森公第 号
〇〇 年 月 日

様

公益社団法人 岐阜県森林公社
理事長

岐阜県森林公社共同施業プロポーザル参加者の非選定について（通知）

〇〇 年 月 日付けで参加申込書の提出があった、下記の公社造林地を対象とした森林施業に関する企画提案書の作成については、参加者に選定されませんでしたので通知いたします。

なお、この通知を受けた翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に、書面にて非選定の理由について説明を求めることができます。

記

対象の公社造林地 (所在地)

担当
電話番号

岐阜県森林公社共同施業企画提案書

- 1 事業体の事業実施体制
 - ・経営方針や事業実施体制について概要を記載
 - ・人材育成方針等を記載

- 2 森林整備事業の実績
 - ・森林整備に関する実績を記載
 - ・森林公社事業に関する実績を記載
 - ・森林公社と共同して森林整備を実施するメリットを記載

- 3 企画提案の内容
 - (1) 計画地の所在及び提案の内容
 - ・企画提案書を作成する公社造林地
 - ・企画提案書の対象とする森林の範囲及び範囲を決定する理由について記載
 - ・企画提案の区域（隣接する林班も含む）において既に森林経営計画の策定がある場合は、実施期間、実施率、計画達成の見通しについて記載
 - (2) 作成責任者
 - (3) 利用間伐をはじめとする森林施業に関する提案
 - ・森林施業に関する提案と基盤整備に関する提案を記載
 - (4) 森林経営計画（案）
 - ・対象とする森林についての森林経営計画の内容を記載
 - (5) 提案事業地に対する見積（事業費の収支見込み等）
 - ・(3)の事業に関する収支見込み（事業費、補助金、木材販売収入、事業収益等）及び、その算出根拠を記載
 - ・基盤整備に関する費用負担について（既設作業道の補修、改良が必要な場合は施業計画に数量、図面に区間を記載）記載
 - ・その他収支見込みに関する事項を記載
 - (6) 事業推進体制
 - ・事業推進体制に関する提案を記載
 - (7) その他
 - ・事業の推進に必要な事項を記載

森公第 号
〇〇 年 月 日

様

公益社団法人 岐阜県森林公社
理事長

岐阜県森林公社共同施業プロポーザルの提案書の採用について（通知）

〇〇 年 月 日付けで提出された岐阜県森林公社共同施業に関する企画提案につきましては、審査の結果、採用することに決定しましたので通知します。

については、当該提案に基づく森林経営計画を貴方様と共同で作成することになります。

記

対象の公社造林地 (所在地)

担当
電話番号

森公第 号
〇〇 年 月 日

様

公益社団法人 岐阜県森林公社
理事長

岐阜県森林公社共同施業プロポーザルの提案書の不採用について（通知）

〇〇 年 月 日付けで提出された岐阜県森林公社共同施業に関する企画提案につきましては、審査の結果、採用しないことに決定しましたのでお知らせします。

なお、この通知を受けた翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に、書面にて不採用の理由について説明を求めることができます。

記

対象の公社造林地 (所在地)

担当
電話番号

事業説明書

1 事業の概要

- (1) 事業名 提案型共同施業事業
- (2) 事業地 別表に示す公社造林地を含む区域
- (3) 事業目的

岐阜県森林公社では、県下28市町村に所在する1万4千ヘクタール余の分収造林地を、地域の特性を踏まえて維持管理しております。

分収造林地の多くは未だ保育を必要とするものの、昭和40年代の契約地では利用間伐が可能になっており、数年後には大半の契約地で本格的な利用間伐を開始できる状況にあります。

しかしながら、公社造林地の多くは奥地に位置していることもあり、効率的な利用間伐の実施のためには、周辺の森林との共同施業が不可欠となる地域が少なからず存在します。

このようなことから、利用間伐が可能な公社造林地を中核とする共同施業区域を設けて、施業の集約化を図りつつ効率的な森林施業を進めるための企画提案を広く募集します。

- (4) 共同施業に関する基本的事項

- ア 森林公社が指定する公社造林地を含む林班を中核とし、周辺の森林を含めた森林経営計画を共同で作成することとします。

- イ 新たな路網の整備は、効率的な利用間伐が可能となるように計画することとします。

- ウ 公社造林地及び周辺森林での施業の集約化を進め、施業の効率化を図ることとします。

- (5) 共同施業に関する森林経営計画の認定

施業に関する森林経営計画を共同で作成し、〇〇年 月 日までに認定を受けることを目指します。

- (6) 森林経営計画に基づく事業の実施方針

次の事項及び別紙事業実施の役割表に留意して事業を実施することとします。

- ア 事業の実施に伴い法令等の規制がある場合は、関係機関等との調整を行うこと。

- イ 林業機械を使用する者は、使用機械に応じた免許を取得あるいは講習を受講した者であること。

- ウ 公社造林地での間伐事業以外の事業に関する補助金の申請事務は森林公社が行うこと。

- エ 間伐事業の補助申請は、森林経営計画の内容に応じて森林公社と協議すること。

- オ 公社造林地での利用間伐事業の施工管理は、森林公社が定める造林事業施工管理基準によること。

なお、利用間伐事業における搬出材の材積は、搬出明細書により森林公社職員の確認を受けること。

- カ 間伐材の販売については、岐阜県森林公社利用間伐材販売要領に準じて行うこと。

- キ 公社造林地での事業については、森林公社と契約を締結して実施すること。

- ク 経営計画地区内の基盤の整備に要する費用については、負担者及び負担割合を明確

にすること。

ケ 上記以外の事項については別途協議すること。

(7) その他

ア 建設業法第3条及び建設業法施行令第一条の二に定める請負代金を上回る作業道開設等を施工する場合は、建設業許可が必要であることを留意すること。

イ 地域座談会等の開催に際して、森林公社の考え方の説明が必要な場合は申し出てください。

2 事業説明書に対する質問の受付期間、提出場所、提出方法及び回答方法

(1) 受付期間 ○○ 年 月 日 () から○○ 年 月 日 () 必着

(2) 提出場所 岐阜県森林公社 本社

(3) 提出方法 持参または郵送可

(4) 回答方法 個別事案により対応

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、経営計画の作成と計画施業が確実に実施できる法人等であり、以下の(1)から(8)までのすべての要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 役員(法人でない団体の代表者又は管理人を含む)に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)

ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(5) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

- (7) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から審査会の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (8) 当該事業対象地の在する森林計画区を単位で作成された森林整備合理化計画で施業受託者に指定されているものであること。

4 参加申込書の提出期限並びに提出場所及び提出方法

- (1) 提出期限 ○○ 年 月 日 () 午後○○時 必着
- (2) 提出場所 岐阜県森林公社 本社
- (3) 提出方法 持参または郵送可

5 提案書の作成等

- (1) 提案書の作成様式
別添提案書記載例を標準とする。
- (2) 提案書記載上の留意事項
明確に記載すること。また、数値の単位は必ず記入すること。

6 提案書の提出期限並びに提出場所及び提出方法

- (1) 提出期限 ○○ 年 月 日 () 午後 時 必着
- (2) 提出場所 岐阜県森林公社 本社
- (3) 提出方法 持参または郵送可

7 提案書を採用するための評価基準

別紙のとおり

8 不採用理由に関する事項

- (1) 提出した提案書が採用されなかった者に対しては、採用されなかった旨とその不採用の理由を書面で通知します。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内(休日を含まない。)に、書面で不採用理由の詳細について説明を求めることができます。
- (3) 上記(2)に対する回答は、書面を受理した日から10日以内(休日を含まない。)に書面で行います。

9 提案書作成の留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とします。
- (2) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提案書を無効とします。
- (3) 提案書に記載された作成責任者は、病休、死亡、退職等のきわめて特別な場合を除き変更できないものとします。
- (4) 提案書の提出を辞退した場合の罰則は想定しておりません。

10 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒501-3756 美濃市生櫛1612番地2

岐阜県中濃総合庁舎5階

(公社) 岐阜県森林公社 森林整備課 森林整備係

TEL 0575-33-4011 (代) 内線 ()

FAX 0575-46-8409

事業実施の役割表

| 実 施 内 容 | 公 社 | 事業体等 |
|--------------------------------|-----|------|
| 分収造林契約者への間伐協議・承諾 | ○ | ○ |
| 分収造林契約者への土地使用協議・承諾 | ○ | ○ |
| 計画エリアの森林整備の提案 | | ○ |
| 公社周辺の森林所有者との協議・承諾・調整 | | ○ |
| 既設道路管理者との協議・承諾 | | ○ |
| 基盤整備に要する費用の負担者及び負担割合の条件整備 | | ○ |
| 森林経営計画書（案）の作成（企画提案書の作成資料） | | ○ |
| 共同森林経営計画書の作成、認定請求 | ○ | ○ |
| 森林経営計画の実行管理者 | | ○ |
| 事業執行計画（分収林計画） | ○ | |
| 事業実施調査（予備調査、現地調査、設計書作成） | | ○ |
| 法令等の規制の許認可等の受理及び関係機関等との調整 | ○ | ○ |
| 事業設計の確認 | ○ | |
| 事業設計の修正 | | ○ |
| 事業の承認、発注 | ○ | |
| 公社造林施工管理基準に沿った森林整備事業の実行 | | ○ |
| 事業実施の監督・検査 | ○ | |
| 補助金申請・補助金受理 | ○ | |
| 間伐材の販売先の決定（ただし、企画提案の販売先を参考にする） | ○ | |
| 搬出材積の確認 | ○ | |
| 間伐材の積込・運搬 | | ○ |
| 間伐材の販売代金預かり | | ○ |
| 間伐材の販売代金精算金の請求 | ○ | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

岐阜県森林公社共同施業プロポーザル評価基準

(1) 採点方法

下表の評価項目ごとに評価し、採点表に記入する。

| 評価項目 | 評価内容 | 評価点合計 | 点数 | | 評価基準 | | | | | |
|----------------|--|-------|-----|-----|-------------|----------------|----------------|------------------|----------------|------|
| | | | 評価点 | 換算値 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 0 |
| 基本事項 | ① 経営基盤は安定しているか。計画期間内に事業継続できる体制となっているか。 | 15 | 5 | / | 優れる | やや優れる | 普通 | やや劣る | 劣る | 記述なし |
| | ② 技術面：森林整備作業に必要な資格取得者を有しているか。（例：玉掛け主任者、架線技術者、岐阜県作業道等開設研修修了者等） | | 5 | / | 20名以上 | 15名以上 20名未満 | 10名以上 15名未満 | 5名以上 10名未満 | 1名以上 5名未満 | なし |
| | ③ ソフト面：施業プランを作成できる人材を有しているか。（例：岐阜県地域森林監理士、岐阜県森林経営プランナー登録者、森林施業プランナー認定者等が所属し、施業プランの業務に携わっているか。） | | 3 | / | | | 県地域森林監理士あり | 国又は県のプランナーが複数名いる | 国又は県のプランナー1名のみ | なし |
| | ④ 建設業法に基づく建設業登録がされているか。 | | 2 | / | | | | ある | | なし |
| 2 実行能力 | ① 実行中の森林経営計画を有しているか。また、その森林経営計画の種類は。 | 20 | 5 | / | 共同計画を作成し実行中 | | 属人又は単独計画で実行中 | | 作成中 | ない |
| | ② 3ヶ年のうちで公社造林事業を実施したことがあるか。 | | 5 | / | 5事業以上 | 4事業 | 3事業 | 2事業 | 1事業 | ない |
| | ③ 公社以外の森林施業を受託した実績があるか。 | | 5 | / | 5事業以上 | 4事業 | 3事業 | 2事業 | 1事業 | ない |
| | ④ 提案する森林整備を実施するうえでの必要な機械を有しているか。 | | 5 | / | 優れる | やや優れる | 普通 | やや劣る | 劣る | 記述なし |
| 3 計画提案 | ① 事業の実施計画について、業務の内容や目的を理解し、地域の森林資源状況や、地域の課題等に対応した森林整備計画となっているか。 | 20 | 5 | ×2 | 優れる | やや優れる | 普通 | やや劣る | 劣る | 記述なし |
| | ② 公社事業地と他の民有林を一体的な団地計画と捉え、地域の合意形成や承諾取得に取り組むとともに、事業の効率性を考慮した積極的な提案となっているか。（※1、2） | | 5 | ×2 | 優れる | やや優れる | 普通 | やや劣る | 劣る | 記述なし |
| 4 技術提案 | ① 事業の実施について、効率的な作業システムの提案になっているか。 | 45 | 5 | ×2 | 優れる | やや優れる | 普通 | やや劣る | 劣る | 記述なし |
| | ② 森林の公益的機能の保全を配慮した提案になっているか。 | | 5 | / | 優れる | やや優れる | 普通 | やや劣る | 劣る | 記述なし |
| | ③ 事業の実施にあたり山地災害防止に配慮した提案になっているか。（例：施業中、施工後の土砂流出を防ぐ措置の提案となっているか。） | | 5 | ×2 | 優れる | やや優れる | 普通 | やや劣る | 劣る | 記述なし |
| | ④ 低コスト化となる提案となっているか。 | | 5 | ×2 | 優れる | やや優れる | 普通 | やや劣る | 劣る | 記述なし |
| | ⑤ 木材の売り上げを十分に確保する提案となっているか。 | | 5 | / | 優れる | やや優れる | 普通 | やや劣る | 劣る | 記述なし |
| | ⑥ 共通基盤整備に要する費用の提案はあるか。 | | 5 | / | 優れる | やや優れる | 普通 | やや劣る | 劣る | 記述なし |
| 総合評価点数（満点100点） | | 100 | | | | | | | | |

※1：例えば、地域の合意形成を図るとともに、公社造林地を含めて森林整備の承諾書を取得する他、森林調査や作業路開設に係る踏査、測量及び設計を行うことや、作業路開設では面的な広がりを持って一体的に施工し、負担金を求める方法で精算するなど、具体的な提案のことをいう。

※2：例えば、既設作業路の使用にあたり、必要に応じて土工による軽微な補修（崩土除去）や伐採（支障木）を自主的に行うなど、事業の早期着手に繋げる工夫がある場合。

(2) 失格判断の基準点について

委員会の各委員が評価した総合評価点数の平均が、原則50点未満の者を失格とする。

(3) 順位の決定方法

ア：総評価点が最高点の者を最優秀提案者とする。

イ：最高点が複数存在する場合は、審査会において審議のうえ決定する。